

議案第 36 号

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについて、関係市町村と協議するため、同法第 291 条の 11 の規定により議会の議決を求める。

規約案……別記

令和 8 年 6 月 4 日提出

交野市長 山 本 景

提案理由 社会保険診療報酬支払基金法の一部改正に伴い、大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについて、関係市町村と協議したいため。

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約案

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

大阪府後期高齢者医療広域連合規約（平成19年1月17日大阪府指令市第3205号）の一部を次のように変更する。

第17条第1項第4号中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

附 則

この規約は、令和8年10月1日から施行する。